平成２２年（フ）第１８０号
岐阜県各務原市川島松倉町2281番地２プチメゾン桜ヶ丘Ｂ１－３
債務者　板津　則子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３号
岐阜市大洞柏台１丁目１番地市営住宅大洞緑団地18号棟1846号室、住民票上の住所岐阜市山県北野679番地
債務者　福永　健次　（旧姓大橋・湯川）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
岐阜県各務原市那加長塚町３丁目91番地
債務者　傍嶋　春美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２号
岐阜県郡上市美並町山田1201番地16
債務者　諸岡　晴美（旧姓馬渕・渡邉）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
岐阜県可児市広眺ケ丘６丁目８番地
債務者　小村　智昇
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４６号
岐阜県可児市広眺ケ丘６丁目８番地
債務者　小村のりよ（旧姓翠川）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４８号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩2005番地６
債務者　小村　明徳
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１２０５号
名古屋市緑区諸の木１丁目1706番地　グローリアス鳴海諸ノ木207号
債務者　山田　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６６号
愛知県弥富市鯏浦町下六122番地11
債務者　津田智香子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
三重県名張市梅が丘南４番町193番地
債務者　森嶌　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９９号
滋賀県愛知郡愛荘町石橋322番地５　ハイツ磯部105号
債務者　辻　　昌歳
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８３号
鳥取県米子市奈喜良227番地10、住民票上の住所鳥取県米子市奈喜良225番地
債務者　林谷　友子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９５号
鳥取県境港市誠道町218番地　市営夕顔団地７Ａ棟18号
債務者　多賀　敏夫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４００号
広島市中区宝町５番28―302号、申立時の住所広島市東区光町２丁目８－５　第１今井ビル306号
債務者　重光　麻衣
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２１号
広島市安佐南区長束１丁目４番３―204号
債務者　富松　信子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４９号
広島県東広島市高屋町溝口878番地
債務者　光沖　昌子（旧姓向）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６３号
広島市中区弥生町１番１―103号アリムラビル
債務者　瀧田　　彰
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部